

名古屋都市計画地区計画の決定（弥富市決定）

都市計画駒野地区計画を次のように決定する。

	名 称	駒野地区計画
	位 置	弥富市駒野町の一部
	面 積	約 8 7. 5 h a
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市の南部に位置し、伊勢湾岸自動車道湾岸弥富インターチェンジに近く、都市計画道路西尾張中央道に面しており、広域的な交通利便性や大都市への近接性といった産業適地としてのポテンシャルが高い地区で、恵まれた立地条件を生かした拠点整備が期待される地区である。</p> <p>また、既存の愛知県競馬組合弥富トレーニングセンター内に名古屋競馬場が移転し、にぎわい交流の場としての性格を持つことになる。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物の誘導・規制及び合理的な土地利用のもとに、流通拠点としての良好な市街地環境の保全を図るとともに、本市のにぎわい交流拠点として、周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と都市機能の維持及び増進を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>当地区においては、競馬場施設の整備を推進する一方、地域振興と地域整備が一体となる活力ある産業施設の配置を考慮した土地利用を進めることとする。</p> <p>また、当地区をA地区、B地区に区分し、A地区は、観覧席及びレース場を主としたにぎわい交流施設の整備並びに、厩舎、調教師住宅等、既存公益施設及び緑地としての土地利用を図り、B地区については、流通業務を始めとする優良な工業地として、交通利便性を活かした土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>当地区における地区施設は、既存の広場を公共空地（防災拠点）として保全し、地区南側の主要地方道名古屋西港線沿い及び東側海岸堤防沿いには緑地を配置する。</p> <p>また、建築物等の敷地に接する区画道路整備が必要となる場合、歩車道が分離された幅員9m以上とし、調整池の整備が必要な場合にあっては、愛知県開発許可技術基準に基づいた容量を確保し、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>

	建築物等の整備の方針	建築物等について周辺環境と快適な都市形成の調和を図るため、A地区、B地区に建築物等の用途の制限を定める。併せてB地区は、建築物の敷地面積の最低限度を定める。			
地区 整備 計画 に 関 す る 事 項	地区施設の配置及び規模	公共空地	名称	面 積	配 置
		1号	1 . 1 ha	計画図表示のとおり	
	建築物等の用途の制限	緑地	緑地 1 号	1 . 2 ha	計画図表示のとおり (ただし、出入り口部分は除く)
		地区の区分	地区の名称	A 地区	B 地区
		地区の面積		約 62.2 ha	約 25.3 ha
		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。			
		(1)建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号 以下「法」という)別表第 2 (か) 項に掲げるもの (観覧場及び勝馬投票券発売所は除く)			(1)カラオケボックスその他これらに類するもの
		(2)ホテル又は旅館			(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		(3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの			(3)神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		(4)キャバレー、料理店その他これらに類するもの			(4)老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
		(5)学校			(5)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
		(6)病院			(6)法別表第 2 (る) 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの
		(7)老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの			(7)卸売市場、火葬場又はと畜場、汚水処理施設、ごみ焼却場及び建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)第 130 条の 2 の 2 の各号に掲げ
		(8)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの			

		る用途に供するもの (8)産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの
建築物の敷地面積の最低限度	—	20,000m <sup>2</sup>
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2.5m以上としなければならない。

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

#### 理 由

上位計画における本地区の位置づけや名古屋競馬場の移転を踏まえた、計画的なまちづくりの推進のため、地区計画を定めるものである。